

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和4年10月18日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100399 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200035 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 28 年 2 月から同年 11 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 28 年 2 月から同年 7 月までの標準報酬月額については、34 万円を 47 万円に、平成 28 年 8 月から同年 11 月までの標準報酬月額については、34 万円を 62 万円にそれぞれ訂正する。

平成 28 年 2 月から同年 11 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 2 月から同年 11 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 28 年 2 月から同年 7 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 28 年 2 月から同年 7 月までの標準報酬月額については、47 万円を 53 万円に訂正する。

平成 28 年 2 月から同年 7 月までの訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額 47 万円を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 28 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 平成 28 年 8 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

平成 30 年に年金記録を見た際に、請求期間の標準報酬月額が給料の明細と異なっていると思った。A 社に確認したところ、会社の事務処理に不備があったため年金記録が実際より低いことが分かった。その後、遡及訂正手続が可能な分については会社が手続したので、時効になっている期間の年金記録の標準報酬月額を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A 社が提出した源泉徴収簿兼賃金台帳により、報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額（34 万円）を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 28 年 2 月から同年 7 月までの標準報酬月額については、前述の源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から 47 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①について、A 社が提出した源泉徴収簿兼賃金台帳により、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額（47 万円）を上回っていることが確認できることから、平成 28 年 2 月から同年 7 月までの標準報酬月額について、53 万円とすることが必要である。

なお、平成 28 年 2 月から同年 7 月までの訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額 47 万円を除く。）については、前述の源泉徴収簿兼賃金台帳により、請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額（53 万円）とは異なる標準報酬月額（47 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額 47 万円を除く。）として記録することが必要である。

- 3 請求期間②について、A 社が提出した源泉徴収簿兼賃金台帳により、報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額（34 万円）を上回っていることが確認できることから、平成 28 年 8 月から同年 11 月までの標準報酬月額について、62 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間②に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。